

(答申第172号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（不存  
在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以  
下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和4年10月27  
日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」  
という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

御嵩町の「美佐野ハナノキ湿地群」「前沢ダム周辺湿地群」の環境省「生  
物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）指定について、また、「  
美佐野ハナノキ湿地群」が重要湿地リストに公表されず「など」に含まれる  
ことになった経緯について、岐阜県において内外と協議した際に使用した、  
または作成した文書、メモ、その他電磁的記録すべて（送受信した電子メー  
ルを含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）が文  
書の保存期間経過に伴い、廃棄済みであることを理由として公文書非公開決定  
（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年11月11日付け環政第66  
7号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和5年2月10日付けで、行政不服  
審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県知事（以下  
「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行  
った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年2月16日付  
け環政第937号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以  
下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和4年11月11日付け「公文書非公開決定通知書」（環政第667号）によって、「文書の保存期間経過に伴い、廃棄済みのため」との理由で「不存在」とされた行政文書について、開示を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

### (1) 対象公文書の存否について

ア 環境省からの照会に対し、岐阜県を通じて御嵩町が回答した結果、それまでのリストにあった「美佐野ハナノキ湿地群」は「重要湿地」に指定はされたものの、公表されたリストから外れる結果となっている。よって、「地方公共団体の回答は重要湿地の選定に必ずしも反映されるものではないと認められることから、対象公文書は定型的な照会に対する回答を内容とする文書として整理されたものと考えられた」というのは誤っている。

岐阜県の責任を検証するためにも、公開請求した公文書は公開されるべきものとする。

イ 環境省からの照会があった際、岐阜県と御嵩町との間で、何らかの調整が行われていなければ県の怠慢が疑われるし、そのやりとりは公文書として残され、後に検証されるべきものだと考える。

リニア工事は現在、進行中であり、リニア事業に対して岐阜県がその時々で下した判断や関与を県民に説明でき、後の検証に耐えられるようにすることが、条例の精神に沿ったものだと考える。

ウ 「公文書非公開決定通知書」にあるように「廃棄済み」を理由に公表されないのだとすれば、廃棄されたこと自体が誤りである。百歩譲って「保存期間の経過に伴い廃棄されたため不存在」だったとしても、廃棄してしまった過ちを認めるべきである。

### (2) 「重要湿地」を処分場候補地としてJ R東海に斡旋することについて

岐阜県は当然、美佐野湿地が「重要湿地」だということを把握していたはずで、「重要湿地」を処分場候補地としてJ R東海に斡旋するなど、本来はあってはならないことであった。

## 第4 実施機関の主張

### 1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 文書不存在とした理由について

環境省のホームページ「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下「重要湿地」という。）等によると、重要湿地は、環境省が、平成26年度に各分野の専門家で構成される「重要湿地見直し検討会」において、「共通の選定基準」や「生物分類群毎の選定の考え方」を定めた上で、情報提供者や地方公共団体等から提供された知見や情報に基づき選定作業を進め、環境省の判断で選定し、平成28年4月に公表したとされている。

なお、上記ホームページでは、重要湿地の選定に関する事項として

- ア 重要湿地は全国的な視点から生物多様性の重要度に鑑みて選定されるため、仮に「共通の選定基準」を満たしていても選定されない湿地があること
- イ 重要湿地は地方公共団体が指定している自然環境保全区域と必ずしも一致するものではないこと
- ウ 重要湿地は「重要湿地見直し検討会」を通じて、できるだけ公平・公正な選定を行うため、原則的に地域からの要望による追加や削除には対応できないこと
- エ 重要湿地に選定されることによって、特段に法的な制約が発生するものではないこと

などの要件があげられている。

以上の情報から、環境省において、平成26年度から平成28年4月の間に、「重要湿地」の選定に関する照会が県を通じて行われ、県は、環境省の照会を受けて、各市町村に情報を提供し、市町村からの回答結果を取りまとめた上で、環境省に回答したものと考えられ、公文書の種別としては、照会・回答に類する文書に該当する。

岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）では、公文書の保存期間として、軽易な文書については、1年としており、さらに、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに廃棄することを規定している。

環境省が重要湿地の選定作業を行った平成26年度、平成27年度、平成28年度からいずれも1年以上が経過しているため、「文書の保存期間経過に伴い廃棄済みのため不存在」であり、廃棄されたことは誤りではない。

## (2) 「重要湿地」を処分場候補地としてJ R東海に斡旋することについて

本件審査請求は、令和4年11月11日付け環政第667号で行った公文書非公開決定の適否に関するものであり、審査請求人の主張と本件は無関係である。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 当事者の主張

審査請求人は、環境省が重要湿地の選定に当たって、事前に県を通じて御嵩町に内容確認を行った情報に関して、確認前のリストには、御嵩町の「美佐野ハナノキ湿地群」が、個別に明示されていたにも関わらず、確認後に公表されたリストには、「美佐野ハナノキ湿地群」の名称が無くなり、「など」に含まれる形となっている点をふまえ、当時の環境省と御嵩町又は県とのやり取りを示す文書の公開を求めており、岐阜県の責任を検証するためにも、公開請求した公文書は公開されるべきものと主張する。

これに対し、実施機関は、本件文書は、環境省からの依頼に基づき、関係市町村からの回答結果を取りまとめ、回答した文書であり、公文書の種別としては、照会・回答に類する文書に該当するとし、うえて、岐阜県公文書規程（以

下「規程」という。)で定める文書の保存期間に対応して、保存期間満了を以て廃棄したことは適切であり、本件文書が廃棄済みであることによる不存在であると主張している。

## 2 本件文書について

実施機関は、本件文書は、照会・回答に類する文書である旨を主張するが、この点に関して、実施機関の説明によると、環境省のホームページにおいて、重要湿地は、同省が、平成26年度に各分野の専門家で構成される「重要湿地見直し検討会」において、「共通の選定基準」や「生物分類群毎の選定の考え方」を定めた上で、情報提供者や地方公共団体等から提供された知見や情報に基づき選定作業を進め、環境省の判断で選定したとの記述があるとのことであり、重要湿地の選定に当たって、当時、地方公共団体に対して、何らかのやり取りが行われたと推測される。

さらに、審査請求人から、審査庁に提出があった証拠書には、「環境省が岐阜県に依頼した重要湿地の公表に向けた最終確認のための文書」、「環境省からの依頼に基づき岐阜県が関係市町村に送付した文書」があり、実施機関によると、県においては、対象公文書は不存在であるため、これらの文書が、岐阜県が取得又は作成した文書と同様か否かの確認はできないものの、内容からして、当時、岐阜県が保有していた文書の一部であるとも考えられるとのことである。

証拠書には、平成27年8月に環境省自然環境局自然環境計画課から、岐阜県環境生活部自然環境保全課に宛てた事務連絡文書、岐阜県環境生活部自然環境保全課長から各市町村生物多様性保全担当者に宛てた事務連絡文書と記載されており、実施機関の説明のとおり、仮にこの証拠書が、本件文書であったとするならば、その文面から、照会文書に相当すると見て取ることができる。

## 3 本件文書の保存期間について

規程では、第35条において、文書の保存期間を定めており、公文書の保存期間は、30年を上限に、以下、15年、10年、5年、3年、1年、事務処理上必要な1年未満の期間と区分している。そして、軽易な文書については、保存期間を1年と規定している。

審査会が徴取したところによれば、実施機関は、本件文書の保存期間について、本件文書が照会回答に類する文書と整理したうえで、重要湿地は環境省の判断で選定され、地方公共団体の回答は重要湿地の選定に必ずしも反映されるものではないと認められることから、本件文書は定型的で軽易な照会回答に類する文書と考えた、とのことであった。

この点について環境省のホームページによれば、重要湿地の選定に関し、

- ・全国的な視点から生物多様性の重要度に鑑みて選定されるため、「共通の選定基準」を満たしていても選定されない湿地があること、
- ・地方公共団体が指定している自然環境保全区域と必ずしも一致するもの

ではないこと、  
・各分野の専門家により構成される検討委員会を通じて、できるだけ公平・公正な選定を行っており、原則的に追加や削除することへの対応はできないこと、  
などが述べられており、実施機関の主張と矛盾する点はない。

そうすると、本件文書について、重要湿地は環境省の判断で選定され、地方公共団体の回答は重要湿地の選定に必ずしも反映されるものではないものとして、軽易な文書と整理したとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

#### 4 本件文書の廃棄について

審査請求人は、実施機関が行った本件処分に関して、「廃棄済み」を理由に公表されないのだとすれば、廃棄されたこと自体が誤りである旨を主張する。

この点について実施機関からは、規程に従い、保存文書の保存期間が満了したことを以って廃棄した旨の説明があった。

文書の廃棄については、規程第42条において、保存文書の保存期間が経過したときは、（中略）速やかに保存期間が経過した文書を廃棄しなければならないとされている。

本件文書は、平成26年度から平成28年4月の間の重要湿地の選定に関連した文書と考えられるところ、本件公開請求の時点においては、既に保存期間が満了していたものである。

したがって、本件文書に関して、保存期間が満了したことを以って廃棄されたとする実施機関の説明に、特段不合理な点は見当たらない。

#### 5 小括

以上のことから、本件文書を不存在とする実施機関の説明については、これを覆すに足りる事情も見出し難く、本件文書を実施機関が保有しているものと認めることはできず、「文書の保存期間経過に伴い、廃棄済みである」旨の理由を記載したうえで、本件処分を行ったことは、妥当である。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存否以外についても主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

#### 7 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和5年2月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年3月24日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和5年4月26日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和5年6月6日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和5年7月5日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和5年8月24日 （第188回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和5年9月20日 （第189回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和5年10月30日 （第190回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）